

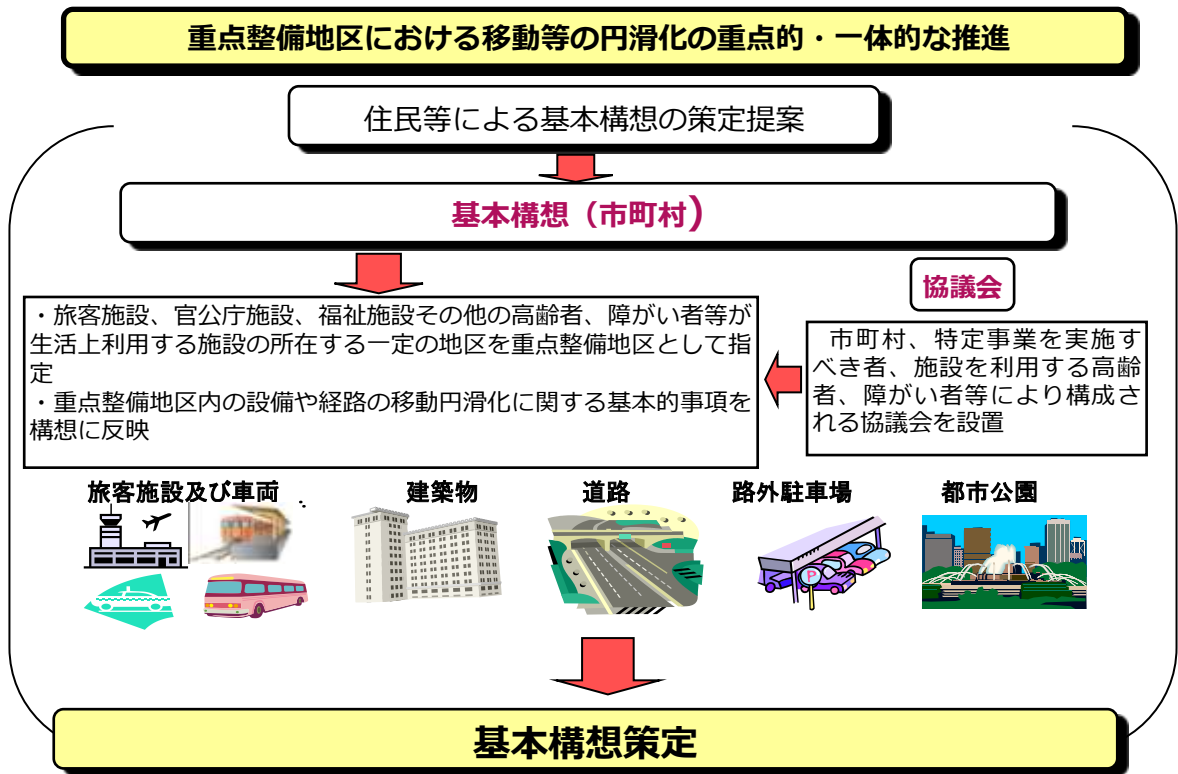
2. 心のバリアフリーの推進

(1) 基本構想策定促進の取組

バリアフリー法では、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）に基づき、単独で又は共同して「基本構想」を策定することができます。

「基本構想」とは、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的に推進するための構想のことです。北海道では、平成27年3月末現在10市2町で「基本構想」を策定しています。

北海道運輸局では、市町村の基本構想策定協議会等の委員やバリアフリープロモーターの派遣等により、基本構想策定を支援しています。



① バリアフリープロモーターの派遣

（平成26年度実績）

市町村名	日程	結果概要
江別市	5月15日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
苫小牧市	6月18日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。
北見市	9月5日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
白糖町	11月11日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。

* 全国及び北海道の基本構想策定状況は、資料編P23「1.全国及び北海道の基本構想策定状況」を御参照ください